

資料9（共通）	平成28年3月17日（木）
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課	

事 務 連 絡

平成27年12月25日

障害者関係施設 施設長 様
グループホーム 管理者 様
障害児入所施設 施設長 様

千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課長

千葉市における個人番号（マイナンバー）対応について

日頃より、本市障害福祉行政の推進にご協力賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年1月より、マイナンバー法が施行され、個人番号の利用が開始となります。障害福祉サービスの利用に関する申請書や届出書に、申請者のマイナンバーが記載されている場合、「なりすまし」による不正申請を防止するため、マイナンバーを確認するための書類や、窓口に来られた方の身元確認をするための書類の提示がなければ、申請書等を受け付けることができなくなります。（別添参照）

これらの確認に手間取り、その結果、サービス利用に支障をきたすことはあってはならないことから、本市における障害福祉分野における申請書等には、当分の間、マイナンバーの記入を省略できることとし、現行どおりの様式による申請等を認めることとしますので、お知らせいたします。

※申請書等にマイナンバーを記入しなければならない特段の事情が生じたときは、障害福祉サービス課へお問い合わせください。

千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課
〒260-8722
千葉市中央区千葉港1番1号
TEL 043-245-5174
FAX 043-245-5549
Mail shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp

○個人番号が記入されている申請書等を受け付ける際の確認の手続き

番号確認と身元確認

個人番号を記入した場合、「なりすまし」を防止するため、市の窓口では、次の書類の提示を求め、番号確認と身元確認を厳格に行うことになります。

番号確認を行う為に必要な書類	身元確認を行う為に必要な書類
個人番号カード（番号確認・身元確認を同時に行うことができます。）	
通知カード、もしくは住民票（個人番号の記載があるもの）	<p>運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書など顔写真付きの証明書</p> <p>上記以外に次の書類を2種類提示することでも確認を行うことができます。</p> <p>国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書など</p>

※ 郵送の場合は、各書類又はその写し（個人番号カードは両面）の提出が必要となります。